

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）

選択料金メニュー表
共用部分用・融雪用電力
《北海道電力ネットワーク株式会社管内》

実施日 2022年7月1日

NTT アノードエナジー株式会社

選択料金メニュー表
共用部分用・融雪用電力
«北海道電力ネットワーク株式会社管内»

目 次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 対象地域	1
第4条 本料金メニュー表の変更等	2
第5条 単位および端数処理	2
第6条 料金メニュー等	2
第7条 提供条件	3
第8条 使用電力量の計量	3
第9条 日割計算	4
料金表	5
1 料金	5
1-1 適用	5
1-2 料金額	7
2 その他費用	8
2-1 工事費負担金	8
2-2 工事費	8
2-3 付加サービス料	9
附則	10
別表	11
使用電力量の協定	11

第1条（適用）

この「選択料金メニュー表 共用部分用・融雪用電力«北海道電力ネットワーク株式会社管内»」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづく基本契約を結ぶ建物代表者（以下「お客さま」といいます。）が、共用部分用の電力提供サービスに加えて本料金メニュー表に定める料金メニューを適用するときの料金その他の条件を定めたものです。

本料金メニュー表で定める事項については、本約款に優先して適用されるものとし、本料金メニュー表で定めのない事項については本約款に定めるところによります。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての北海道電力ネットワーク株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての北海道電力株式会社をいいます。
最低使用期間	契約上電気を使用できる期間において継続した複数月をいいます。
契約使用時間	契約上電気を使用できる時間をいいます。
検知制御装置付融雪用機器	道路、歩道橋、駐車場、屋根等に設置された融雪用機器であって、次の（1）および（2）に該当するものをいいます。 （1） 次のいずれかに該当する機能を有するもの。 イ. 降雪検知 ロ. 屋根、路面状況検知 （2） （1）により自動的に通電制御できるもの。
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

第6条（料金メニュー等）

(1) 本料金メニュー表に規定する料金メニューは、次のとおりといたします。

需要区分	料金メニュー	内容
電灯需要	融雪用電力	融雪または暖房（以下「融雪等」といいます。）用の、毎年冬期間に最低使用期間を続けて動力（小型機器は動力とみなします。）を使用いただく代わりに、最低使用期間以外の期間は使用がなければ電気料金が不要となる選択制の料金メニュー。

(2) 融雪用電力（以下「本料金メニュー」といいます。）には、次の区別があります。

区別	内容	最低使用期間
融雪用電力A (ホットタイム19相当)	毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間に限り融雪等のために使用できるもの	原則として、10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上
融雪用電力B (ホットタイム22相当)	毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り融雪等に使用できるもの	原則として、10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上
融雪用電力C (ホットタイム19エコ相当)	融雪用電力Aに対して基本料金単価が安い代わりに電力量料金単価が高いもの	融雪用電力Aと同じ
融雪用電力D (ホットタイム22エコ相当)	融雪用電力Bに対して基本料金単価が安い代わりに電力量料金単価が高いもの	融雪用電力Bと同じ
融雪用電力L (ホットタイム22ロング相当)	毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間に限り融雪等のために使用できるもの	原則として、10月から翌年の5月までの期間を限り、6月以上

(3) お客さまは、本料金メニューの適用を希望される場合は、当社所定の方式により申し出ていただきます。

(4) 本料金メニューは、その需要場所が、当社が指定する対象建物の共用部分となる場合に限り適用いたします。

第7条（提供条件）

（1）対象となるお客さま

原則として、本料金メニュー表実施の際現に融雪用電力の料金の適用を受けているお客さまで、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ. 契約電力が原則として 50 キロワット未満である場合。

ロ. お客さまが本料金メニュー表の適用を受けることを希望され、当社との協議が整っている場合。

（2）提供条件

イ. 他の料金メニューと同一の負荷設備を使用することができません。

ロ. 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます

ハ. 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。お客さまからの申し出がない場合は、原則として、毎年 12 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ. 融雪用電力 A および C については、当社は、設備の状況により第 6 条（2）の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ホ. 融雪用電力 B、D および L については、当社は、設備の状況により第 6 条（2）時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

ヘ. 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または電力量計を用いて電気の提供を原則として断いたします。

（3）契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または標準料金メニューの低圧電力に準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧電力に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

（5）工事費負担金

本料金メニューの適用開始、変更もしくは廃止またはお客さまからの希望によって電力会社等が設置する供給設備等の工事等が発生するときは、電力会社等から負担を求められる費用（以下「工事費負担金」といいます。）を申し受けます。

第8条（使用電力量の計量）

（1）本約款第 14 条（使用電力量の計量）に規定する使用電力量の計量方法は、検針日における電力量計の読み（本料金メニューの適用が終了した場合は終了日の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本料金メニューの提供を開始した場合は適用開始日の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。この場合において、乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。

（2）当社は、検針による使用電力量を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

（3）電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

第9条（日割計算）

- (1) 本約款第15条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。
- イ. 基本料金を日割りする場合
1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数
 - ロ. 電力量料金を日割りする場合
電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ. 検知制御装置付融雪用機器割引額を日割りする場合
1月の該当割引額 × 日割計算対象日数 ÷ 検針期間の日数
 - ニ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合
再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いた
します。
- (2) (1)の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。
- (3) (1)の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。
- イ. 本料金メニューの適用を開始した場合
適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの
日数。
 - ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした
日の前日までの日数。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、1-2 (料金額) イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。 なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量に1-2 (料金額) ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 電力量料金は、本表八.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費調整額の適用	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2 (料金額) ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 力率割引の適用	力率は、実際に確認する場合を除き、原則として100パーセントとみなし、力率割引としてその1月の基本料金を5パーセント割引して適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、力率割引を適用いたしません。
ホ. 検知制御装置付融雪用機器割引額の適用	(イ) 検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。 なお、検知制御装置付融雪用機器割引額は、融雪用電力Lには適用いたしません。 検知制御装置付融雪用機器割引額 = 割引対象額 × 10パーセント 割引対象額 = この表のイ.欄からニ.欄までの適用によって算定された基本料金および電力量料金の合計額 (ロ) 契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定いたします。 検知制御装置付融雪用機器割引額 = 割引対象額 × 10パーセント × 割引対象率 割引対象率 = 検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量 (入力) ÷ 契約負荷設備の総容量 (入力) × 100 なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ハ) 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、お客さまの申出に基づいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
ヘ. 再生エネ賦課金相	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネル

当額の適用	<p>ギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。</p> <p>(0) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p>
ト. 口座振替割引の適用	<p>口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額（消費税等相当額を含みます。）より55円割引いたします。</p>
チ. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止があった場合の料金の精算	<p>お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降1年に満たないで利用契約を解約（本約款第31条（当社からの契約の解約等）（1）によるものを含みます。以下同じとします。）または本料金メニューの適用を廃止した場合には、標準料金メニューの低圧電力の場合に準じて料金を精算していただきます。</p>

1-2 (料金額)

イ. 基本料金単価

区 別	料金額
融雪用電力 A (ホットタイム 19 相当)	電力会社等の「融雪用電力 A (ホットタイム 19)」相当の基本料金単価と同額
融雪用電力 B (ホットタイム 22 相当)	電力会社等の「融雪用電力 B (ホットタイム 22)」相当の基本料金単価と同額
融雪用電力 C (ホットタイム 19 エコ相当)	電力会社等の「融雪用電力 C (ホットタイム 19 エコ)」相当の基本料金と同額
融雪用電力 D (ホットタイム 22 エコ相当)	電力会社等の「融雪用電力 D (ホットタイム 22 エコ)」相当の基本料金と同額
融雪用電力 L (ホットタイム 22 ロング相当)	電力会社等の「融雪用電力 L (ホットタイム 22)」相当の基本料金単価および電力量料金単価と同額

ロ. 電力量料金単価

区 別	料金額
融雪用電力 A (ホットタイム 19 相当)	電力会社等の「融雪用電力 A (ホットタイム 19)」相当の電力量料金単価と同額
融雪用電力 B (ホットタイム 22 相当)	電力会社等の「融雪用電力 B (ホットタイム 22)」相当の電力量料金単価と同額
融雪用電力 C (ホットタイム 19 エコ相当)	電力会社等の「融雪用電力 C (ホットタイム 19 エコ)」相当の電力量料金単価と同額
融雪用電力 D (ホットタイム 22 エコ相当)	電力会社等の「融雪用電力 D (ホットタイム 22 エコ)」相当の電力量料金単価と同額
融雪用電力 L (ホットタイム 22 ロング相当)	電力会社等の「融雪用電力 L (ホットタイム 22)」相当の電力量料金単価と同額

ハ. 燃料費調整単価

電力会社等が公表している「融雪用電力」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額

2 (その他費用)

2-1 (工事費負担金)

工事費負担金は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費負担金の額
本料金メニューの提供、変更および廃止にともなう工事費負担金	管轄電力会社が公表する託送供給約款等または電力会社等が公表する電気供給約款等における工事費負担金に準じた額

2-2 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. 適用開始等から 1 年に満たないで解約または廃止があった場合の工事費の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を廃止した場合には、標準料金メニューの低圧電力の場合に準じて工事費を精算していただきます。
ニ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。

2-3（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だって紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

附 則

附則（2022年6月24日第000121号）

（実施期日）

本料金メニュー表は、2022年7月1日から実施します。

別 表

(使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量 ÷ 前 3 月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の電力量計等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の電力量計等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けられた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けられた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ {100 パーセント + (±誤差率) }

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月